

# ～ 道路交通法の一部改正 ～

平成29年3月12日に施行しています



臨時適性検査制度の見直し  
臨時認知機能検査の新設  
臨時高齢者講習の新設

## 70歳以上～75歳未満の運転者の方へ

更新時の  
高齢者講習

- ◆ 現行の3時間から2時間に短縮！
- ◆ 安全運転をしていただくために内容も充実！



## 75歳以上の運転者の方へ

3年ごとの更新時

認知機能検査

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている    少し低くなっている    心配ない

医師の診断

認知症ではない

3時間    2時間  
高齢者講習

認知症と診断

免許取消し  
免許停止 等

免許更新

一定の違反（裏面参照）をした場合

一定の違反を行った時（裏面Q4参照）

臨時認知機能検査

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている    少し低くなっている    心配ない

医師の診断

認知症と診断

認知症ではない

免許取消し  
免許停止 等

免許継続



臨時 高齢者講習  
(2時間)

前回より結果が悪化した場合のみ

お問い合わせ 秋田県警察本部運転免許センター講習係

〒010-1607

秋田市新屋南浜町12-1

☎ 018 (824) 0660



# Q 1 今回の法改正による高齢運転者対策の目的は何ですか？



高齢運転者の交通事故防止のため、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）低下のおそれがある高齢運転者の方に、タイムリーに医師の診断や安全運転指導を行えるようにするためです。認知機能検査は、更新期間満了日の年齢が75歳以上の方が対象になります。



※ 講習案内はがきが届いたら、すぐに自動車教習所へ予約を！

# Q 2 臨時適性検査制度はどのように変わりますか？



免許更新時や臨時の認知機能検査の結果、認知症のおそれ（記憶力・判断力が低くなっている）があると判定された場合、違反にかかわらず医師の診断が必要になります。



# Q 3 臨時認知機能検査、臨時高齢者講習とは何ですか？



75歳以上のドライバーが、認知機能が低下したときに行われやすい交通違反をした場合に臨時に認知機能検査を実施します。検査の結果、認知機能の低下が認められる場合、臨時の高齢者講習を実施します。



# Q 4 臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。（75歳以上のドライバーが対象、詳細は下の表のとおり）



信号無視	横断等禁止違反	交差点右左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	横断歩道等における横断歩行者等妨害	指定場所一時不停止等
通行禁止違反	進路変更禁止違反	指定通行区分違反	交差点優先車妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	合図不履行
通行区分違反	しゃ断踏切立入り等	環状交差点左折等方法違反	環状交差点通行車妨害等	徐行場所違反	安全運転義務違反

# Q 5 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1か月以内に受検（講習）しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。